

議 案 書

令 和 3 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	令和2年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を 求めることについて		(議) 1
2	令和2年度松山市一般会計補正予算（第10号）を定める専決処分の承認 を求めることについて		1 3
議案 1	令和2年度松山市一般会計補正予算（第11号）		2 3
2	令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）		3 1
3	令和2年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）		3 3
4	令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）		3 5
5	令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）		3 9
6	令和2年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）		4 1
7	令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）		4 3
8	令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）		4 5
9	令和3年度松山市一般会計予算		(予) 1
10	令和3年度松山市競輪事業特別会計予算		1 3
11	令和3年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		1 7
12	令和3年度松山市介護保険事業特別会計予算		2 3
13	令和3年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		2 7
14	令和3年度松山市駐車場事業特別会計予算		2 9
15	令和3年度松山市道後温泉事業特別会計予算		3 1
16	令和3年度松山市卸売市場事業特別会計予算		3 5
17	令和3年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		3 9
18	令和3年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		4 1
19	令和3年度松山市松山城観光事業特別会計予算		4 3
20	令和3年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		4 7
21	令和3年度松山市公債管理特別会計予算		5 1
22	令和3年度松山市下水道事業会計予算		5 3
23	令和3年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
24	令和3年度松山市簡易水道事業会計予算		4 3
25	令和3年度松山市工業用水道事業会計予算		9 1
26	松山市職員定数条例の一部改正について		(議) 4 9

27	職員のサービスの宣誓に関する条例及び松山市消防本部および消防署に関する条例の一部改正について		51
28	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		53
29	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について		55
30	松山市火災予防条例の一部改正について		57
31	松山市国民健康保険条例の一部改正について		59
32	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		61
33	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		147
34	松山市湯山福祉センター条例の廃止について		177
35	松山市手数料条例の一部改正について		179
36	松山市食品衛生法施行条例の一部改正について		183
37	包括外部監査契約の締結について		185
38	伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		187
39	東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		197
40	久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		207
41	松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		217
42	砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		225
43	市道路線の認定について		235

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は別冊一般・特別・企業会計予算書、(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第1号

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年度松山市一般会計補正予算(第9号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和2年度松山市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,060,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		100,600,453 千円	1,344,000 千円	101,944,453 千円
	2 国庫補助金	63,194,034	1,344,000	64,538,034
17 県支出金		15,769,637	94,000	15,863,637
	2 県補助金	3,613,577	94,000	3,707,577
歳入	合計	255,622,280	1,438,000	257,060,280

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		342,292 千円	△ 5,000 千円	337,292 千円
	1 労働諸費	342,292	△ 5,000	337,292
7 商工費		11,129,719	1,443,000	12,572,719
	1 商工費	9,862,177	1,473,000	11,335,177
歳出	2 観光費	1,267,542	△ 30,000	1,237,542
	合計	255,622,280	1,438,000	257,060,280

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	100,600,453 千円	1,344,000 千円	101,944,453 千円
17 県支出金	15,769,637	94,000	15,863,637
歳入合計	255,622,280	1,438,000	257,060,280

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一財	般源
				国県支出金	地方債	その他		
5 労働費	千円 342,292	千円 △ 5,000	千円 337,292	千円 △ 5,000	千円	千円		千円
7 商工費	11,129,719	1,443,000	12,572,719	1,443,000				
歳出合計	255,622,280	1,438,000	257,060,280	1,438,000				

2 歳入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 総務費国庫補助金	千円 5,218,186	千円 1,344,000	千円 6,562,186	8 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交 付金	千円 1,344,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業、 新型コロナウイルス対策緊急支援事業 (雇用対策)、 新型コロナウイルス対策緊急支援事業 (観光・サービス業等対策)、 新型コロナウイルス対策緊急支援事業 (企業対策)、 新型コロナウイルス対策緊急支援事業 (個人事業主等対策))
計	63,194,034	1,344,000	64,538,034	-	-	-

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 商工費県補助金	千円 3,192	千円 94,000	千円 97,192	2 商工振興費県補助金	千円 94,000	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業費	千円
計	3,613,577	94,000	3,707,577	-	-	-	

3 歳 出
(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 労働諸費	千円 342,292	千円 △ 5,000	千円 337,292	千円 国庫支出金 △ 5,000	18 負担金補助 及び交付金	千円 △ 5,000	新型コロナウイルス対策緊急支 援事業 (雇用対策)
計	342,292	△ 5,000	337,292	—	—	—	—

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 8,955,604	千円 1,473,000	千円 10,428,604	千円 国庫支出金 1,379,000 県支出金 94,000 特定財源計 1,473,000	3 職員手当等 10 需用費 消費品費 11 役 務 費 通信運搬費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助 及び交付金	千円 4,000 100 100 300 300 15,000 600 1,598,750	新型コロナウイルス対策緊急支 援事業 (企業対策) 新型コロナウイルス対策緊急支 援事業 (個人事業主等対策) 新型コロナウイルス対策営業時 間短縮等協力金事業

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
	千円	千円	千円	千円	21 補償補填及 び賠償金	千円 △ 145,750	千円
計	9,862,177	1,473,000	11,335,177	—	—	—	—

(款) 7 商工費 (項) 2 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	千円 1,071,773	千円 △ 30,000	千円 1,041,773	千円 国庫支出金 △ 30,000	18 負担金補助 及び交付金	千円 △ 30,000	千円 新型コロナウイルス対策緊急支 援事業 (観光・サービス業等対 策) △ 30,000
計	1,267,542	△ 30,000	1,237,542	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(899) 3,538	573,990	12,929,325	9,633,664	4,357,634	27,494,613	
補正前	(899) 3,538	573,990	12,929,325	9,629,664	4,357,634	27,490,613	
比較	(0) 0	0	0	4,000	0	4,000	

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,106,680
	補正前	1,102,680
	比較	4,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(85) 2,918	11,595,064	9,131,792	20,726,856	3,951,522	24,678,378
補正前	(85) 2,918	11,595,064	9,127,792	20,722,856	3,951,522	24,674,378
比較	(0) 0	0	4,000	4,000	0	4,000

※()内は短時間勤務職員を外書したものです。

区分	時間外勤務手当 (千円)
職員手当の内訳 補正後	1,017,944
補正前	1,013,944
比較	4,000

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)			
補正後	(814) 620	573,990	1,334,261	501,872	2,410,123	406,112	2,816,235		
補正前	(814) 620	573,990	1,334,261	501,872	2,410,123	406,112	2,816,235		
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		その他の増減分			
職員手当	4,000	4,000			

承認第2号

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度松山市一般会計補正予算（第10号）を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の延長要請
に応じた飲食店等の経営継続を支援することとなったことから、補正予算を専決処分によ
り定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和2年度松山市一般会計補正予算(第10号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の延長要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和2年度松山市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,688,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,748,280千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		101,944,453 千円	1,576,000 千円	103,520,453 千円
	2 国庫補助金	64,538,034	1,576,000	66,114,034
17 県支出金		15,863,637	112,000	15,975,637
	2 県補助金	3,707,577	112,000	3,819,577
歳入	合計	257,060,280	1,688,000	258,748,280

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		12,572,719 千円	1,688,000 千円	14,260,719 千円
	1 商工費	11,335,177	1,688,000	13,023,177
歳出	合計	257,060,280	1,688,000	258,748,280

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	101,944,453 千円	1,576,000 千円	103,520,453 千円
17 県支出金	15,863,637	112,000	15,975,637
歳入合計	257,060,280	1,688,000	258,748,280

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源 千円
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	千円 12,572,719	千円 1,688,000	千円 14,260,719	千円 1,688,000	千円	千円	
歳出合計	257,060,280	1,688,000	258,748,280	1,688,000			

2 歳入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費国庫補助金	千円 6,562,186	千円 1,576,000	千円 8,138,186	8 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 1,576,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業)
計	64,538,034	1,576,000	66,114,034	—	—	—

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 商工費県補助金	千円 97,192	千円 112,000	千円 209,192	2 商工振興費県補助金	千円 112,000	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業費
計	3,707,577	112,000	3,819,577	—	—	—

3 歳 出
 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
3 商工振興費	千円 10,428,604	千円 1,688,000	千円 12,116,604	千円 国庫支出金 1,576,000 県支出金 112,000 特定財源計 1,688,000	千円 800	千円 1,688,000	新型コロナウイルス対策営業時 間短縮等協力金事業	
					3 職員手当等			
					10 需用費	100		
					消耗品費	100		
					11 役員費	300		
					通信運搬費	300		
					12 委託料	6,800		
					18 負担金補助 及び交付金	1,680,000		
計	11,335,177	1,688,000	13,023,177	—	—	—	—	

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)		
補正後	(899) 3,538	573,990	12,929,325	9,634,464	27,495,413	
補正前	(899) 3,538	573,990	12,929,325	9,633,664	27,494,613	
比較	(0) 0	0	0	800	800	

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

区分	時間外勤務手当 (千円)
職員手当の内訳 補正後	1,107,480
補正前	1,106,680
比較	800

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)		
補正後	(85) 2,918	11,595,064	9,132,592	20,727,656	3,951,522	24,679,178
補正前	(85) 2,918	11,595,064	9,131,792	20,726,856	3,951,522	24,678,378
比較	(0) 0	0	800	800	0	800

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,018,744
	補正前	1,017,944
	比較	800

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給			与		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	(814) 620	573,990	1,334,261	501,872	2,410,123	406,112	2,816,235	
補正前	(814) 620	573,990	1,334,261	501,872	2,410,123	406,112	2,816,235	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※()内は短時間勤務職員を外書しましたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減事由別内訳 (千円)	その他の増減分		
職員手当	800	800			

議案第1号

令和2年度松山市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,573,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,321,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		65,092,000 千円	△ 777,000 千円	64,315,000 千円
	1 市民税	28,907,000	△ 777,000	28,130,000
16 国庫支出金		103,520,453	643,866	104,164,319
	2 国庫補助金	66,114,034	643,866	66,757,900
17 県支出金		15,975,637	84,091	16,059,728
	2 県補助金	3,819,577	84,091	3,903,668
18 財産収入		76,624	45,191	121,815
	1 財産運用収入	37,416	45,191	82,607
19 寄附金		300,000	185,571	485,571
	1 寄附金	300,000	185,571	485,571
20 繰入金		14,640,833	269,215	14,910,048
	1 基金繰入金	14,590,635	269,215	14,859,850
22 諸収入		6,607,506	164,265	6,771,771
	4 雑入	2,041,875	29,818	2,071,693
	5 公営事業貸付金元利収入	0	134,447	134,447
23 市債		14,909,000	2,958,500	17,867,500
	1 市債	14,909,000	2,958,500	17,867,500

歳 入	合 計	258,748,280	3,573,699	262,321,979
-----	-----	-------------	-----------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,635,048 千円	798,568 千円	16,433,616 千円
	1 総務管理費	12,060,500	758,720	12,819,220
3 民生費	2 徴税費	1,912,686	39,848	1,952,534
		152,855,459	6,438	152,861,897
4 衛生費	1 社会福祉費	93,527,842	6,438	93,534,280
		17,099,467	43,625	17,143,092
6 農林水産業費	1 保健衛生費	3,367,727	500	3,368,227
	2 保健所費	7,298,148	43,125	7,341,273
7 商工費		2,617,881	5	2,617,886
	3 林業費	196,400	5	196,405
8 土木費		14,260,719	476,758	14,737,477
	1 商工費	13,023,177	331,144	13,354,321
	2 観光費	1,237,542	145,614	1,383,156
		17,319,418	400,488	17,719,906
	2 道路橋梁費	2,586,241	152,000	2,738,241
	4 港湾費	445,594	92,480	538,074

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	5 都市計画費	10,732,517 千円	155,304 千円	10,887,821 千円
	7 公園緑地費	675,506	704	676,210
	1 教育総務費	13,976,195	1,847,817	15,824,012
	2 小学校費	2,508,959	502,000	3,010,959
	3 中学校費	2,098,095	577,421	2,675,516
	5 社会教育費	1,034,592	246,465	1,281,057
	6 保健体育費	2,343,658	4,000	2,347,658
歳	出 合 計	5,744,250	517,931	6,262,181
		258,748,280	3,573,699	262,321,979

第2表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	姫ヶ浜荘整備事業	10,000 千円
		文化振興事業	20,000
		総合コミュニティセンター建物改修事業	80,000
		避難対策推進事業	10,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード交付事務事業	310,000
		総合福祉センター管理事業	10,000
4 衛生費	1 社会保健衛生費	水道事業会計出資金	220,000
		簡易水道事業会計出資金	10,000
6 農林水産業費	1 農業費	豪雨災害被災農業者緊急支援事業	10,000
		2 農業土木費	270,000
7 商工費	1 商業費	団体営土地改良事業	20,000
		3 林業費	60,000
		4 水産業費	80,000
		1 商工費	130,000
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修等補助事業	110,000
		2 道路橋梁費	1,230,000
	3 河川費	道路橋梁整備事業	1,230,000
		河川等整備事業	470,000
	5 都市計画費	地籍調査事業	70,000
		都市計画整備事業	70,000

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	住 宅 費	都市開発支援事業	10,000 千円
		松山駅周辺整備事業	2,040,000
		街路整備事業	190,000
		公共下水道事業会計負担金	100,000
		都市公園整備事業	50,000
10 教 育 費	1 消 防 費	市営住宅建設事業	50,000
		消防施設整備事業	240,000
	1 教 育 総 務 費	学校教育活動継続支援事業	110,000
		小学校施設整備事業	910,000
	3 中 学 校 費	中学校施設整備事業	360,000
		幼稚園施設整備事業	50,000
	5 社 会 教 育 費	公民館施設整備事業	110,000
		遺跡発掘調査事業	10,000
	6 保 健 体 育 費	学校給食施設整備事業	10,000
		中央公園施設整備事業	520,000
12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農林土木災害復旧事業	980,000
		林道災害復旧事業	80,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業	190,000
		河川等災害復旧事業	110,000
4 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	観光施設災害復旧事業	80,000	

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 1,520,000	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 令和2年度 	<p>年10%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えすることができる。 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。
特別減収対策債	400,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路建設等事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省，地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和2年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年10% 以内 (ただし，利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後に おいては， 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還，償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省，地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは，その融通 条件によることができる。 	千円		補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	90,000	同上	同上	同上	180,000	同上	同上	同上	同上
	1,700,000	同上	同上	同上	同上	1,730,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	740,000	同上	同上	同上	1,560,000	同上	同上	同上	
体育施設整備事業	460,000	同上	同上	同上	690,000	同上	同上	同上	

議案第2号

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,759,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		97,354 千円	397,135 千円	494,489 千円
	1 繰越金	97,354	397,135	494,489
9 財産収入		0	565	565
	1 財産運用収入	0	565	565
歳入	合計	51,362,296	397,700	51,759,996

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	397,700 千円	397,700 千円
	1 基金積立金	0	397,700	397,700
歳出	合計	51,362,296	397,700	51,759,996

議案第3号

令和2年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追加

款		項		事業名	金額
1 駐	車場	1 駐	車場	松山市役所前地下駐車場維持管理事業	20,000 千円
	費		費		

議案第4号

令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,129,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		54,380 千円	△ 26,108 千円	28,272 千円
	1 負担金	54,380	△ 26,108	28,272
2 使用料及び手数料		579,888	△ 281,029	298,859
	1 使用料	579,888	△ 281,029	298,859
4 繰入金		226,632	138,215	364,847
	1 一般会計繰入金	103,032	138,215	241,247
5 繰越金		1,000	178,020	179,020
	1 繰越金	1,000	178,020	179,020
6 諸収入		46,000	△ 22,669	23,331
	1 雑入	46,000	△ 22,669	23,331
歳入	合計	1,143,300	△ 13,571	1,129,729

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,107,936 千円	△ 13,571 千円	1,094,365 千円
	1 温泉事業費	1,107,936	△ 13,571	1,094,365
歳出	合計	1,143,300	△ 13,571	1,129,729

第2表 繰越明許費補正 (松山市道後温泉事業特別会計)

1 追加

款		項		事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費	1 温泉事業費	1 温泉事業費		
				源泉井戸及び分湯場施設等の改修事業	10,000 千円
				道後温泉本館保存修理事業	270,000

議案第5号

令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業	事業	業	名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場	事業費	費	業	青果部市場施設整備事業	50,000 千円
					水産物部市場施設整備事業	60,000

議案第6号

令和2年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,579千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

歳入

歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
1 使用料及び手数料		10,500 千円	△ 1,720 千円	8,780 千円		
	1 使用料	10,500	△ 1,720	8,780		
2 繰入金		20,200	1,399	21,599		
	1 一般会計繰入金	20,200	1,399	21,599		
歳入	合計	30,900	△ 321	30,579		

歳出

歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
1 渡船管理事業費		29,900 千円	△ 321 千円	29,579 千円		
	1 渡船管理事業費	29,900	△ 321	29,579		
歳出	合計	30,900	△ 321	30,579		

議案第7号

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療運営管理事業	10,000 千円

議案第 8 号

令和 2 年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 2 年度松山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を

次のとおり補正する。

（項目）	（補正前）	（補正後）
(4) 主要な建設改良事業		
中央・西部・北部・北条・北条・上野処理区 管渠整備事業	2,123,031 千円	2,148,031 千円
中央浄化センター建設事業	1,034,600 千円	1,135,900 千円
雨水管渠等整備事業	767,835 千円	1,004,835 千円
管渠改良事業	542,225 千円	743,495 千円
西部浄化センター建設事業	237,892 千円	267,192 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,677,020千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額329,563千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,347,457千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,814,820千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額329,563千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,485,257千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
第1款 資本的収入	11,191,065千円	514,200千円	11,705,265千円
第1項 企業債	6,931,000千円	213,200千円	7,144,200千円
第4項 国庫補助金	1,926,733千円	301,000千円	2,227,733千円
第1款 資本的支出	16,868,085千円	652,000千円	17,520,085千円
第1項 建設改良費	6,519,473千円	652,000千円	7,171,473千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
公共下水道事業	千円	<p>1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</p> <p>3 借入時期 令和2年度。ただし、工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入することができる。</p>	<p>年10%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行う場合、当該見直しの利率。)</p>	<p>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)</p> <p>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし、必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができ。</p> <p>3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることのできる。</p>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第26号

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員定数条例の一部改正について

松山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員定数条例の一部を改正する条例

松山市職員定数条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,470人」を「2,370人」に改め、同条第3号中「380人」を「290人」に改め、同条第9号中「170人」を「270人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

上下水道事業の組織の統合及び教育委員会の業務の効率化による職員数の削減に伴い、職員定数の適正化を図るため、本案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

職員のサービスの宣誓に関する条例及び松山市消防本部および消防署に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例及び松山市消防本部および消防署に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

職員のサービスの宣誓に関する条例及び松山市消防本部および消防署に関する条例の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 26 年条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」を「条例は、」に、「基き、職員」を「基づき、職員(消防職員を除く。以下同じ。)」に、「関し」を「関し、」に改める。

第 2 条中「、市長の面前において」を削る。

別記中「別記」を「別記様式(第 2 条関係)」に、「尊重し且つ」を「尊重し、かつ、」に、「且つ能率的」を「かつ能率的」に、「誠実且つ」を「、誠実かつ」に改め、「印」及び「市長名」を削る。

(松山市消防本部および消防署に関する条例の一部改正)

第 2 条 松山市消防本部および消防署に関する条例(昭和 39 年条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別紙様式」を「別記様式」に、「署名押印し、消防長の面前において宣誓して」を「署名して」に、「つく」を「就く」に改める。

別紙様式中「別紙様式」を「別記様式(第 9 条関係)」に、「および法律」を「及び法律」に、「条例および」を「、条例及び」に、「あたる」を「当たる」に改め、「松山市消防本部」、「(職名)」及び「㊟」を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

宣誓書の押印を廃止するため、本案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等
に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等
に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 43 年条例第 42 号）の一
部を次のように改正する。

付則第 17 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年条例第 45 号）の一部
を次のように改正する。

付則第 7 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

議案第 29 号

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

松山市学校給食共同調理場設置条例（昭和 48 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表松山市興居島学校給食共同調理場の項を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

松山市興居島学校給食共同調理場を廃止するため、本案を提出する。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有す

るものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備について、火災予防のための基準を改正するとともに、届出に係る規定を定めるため、本案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に、「に規定する金額」を「の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額」に改める。

附則第 3 項中「地方税法第 313 条第 3 項」との次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」と」を加える。

附則第6項中「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加え, 「本項」を「この項」に改める。

附則第7項中「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は, 令和3年度以後の年度分の保険料について適用し, 令和2年度分までの保険料については, なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い, 低所得世帯に対する軽減措置に係る基準を改正するとともに, 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除を定めるため, 本案を提出する。